

# 松戸市農業委員会総会議事録

令和4年6月10日

令和4年松戸市農業委員会6月総会議事録

松戸市農業委員会会長 椿 唯司は令和4年6月10日午後2時35分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
8番	椿唯司	9番	鈴木栄一
10番	渡邊洋子	11番	湯浅孝一
12番	杉浦昌平	13番	松戸英樹
14番	杉浦勇司	15番	渡邊慶弘
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

なし

1. 関係課出席職員 農政課

課長	加藤広之	主任主事	杉崎慶太
主事	南貴文		

1. 関係課出席職員 みどりと花の課

課長	三末容央	主査	岩田昇
主任主事	井上毅		

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長補佐	榑孝弘
主幹兼係長	古山和幸	主幹兼係長	武井博子
主任主事	花村理恵		

開会 午後 2時35分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和4年6月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議事録署名委員を指名いたします。

議席番号11番、湯浅孝一委員、議席番号12番、杉浦昌平委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 ただいま事務局報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

---

◎議案の提出

議 長 本日の議案は第1号から第4号となっております。

なお、報告事項につきましては、第1号から第7号であります。審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

---

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。農政課長よろしくお願いたします。

農政課長 農政課の加藤です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきましてご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は再設定案件1件、新規設定案件3件、合計4件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、黄色の冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は千駄堀、現況地目は畑、面積は885平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は2年の設定でございます。

借受者の方は、サツマイモを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、小暮委員。

**小暮推進委員** 推進委員の小暮俊です。

農政課長の説明でよく分かりました。再設定案件ですので、賛成したいと思います。

**議 長** ただいま小暮委員より、提案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

**議 長** ご意見がないようでございますので、原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長よろしく願いいたします。

**農政課長** 議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページから6ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑、面積は6,658平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は20年の設定でございます。

借受者の方は、アボカドを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

**松戸委員** 議席番号13番、松戸英樹です。

ただいまの説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

**議長** ただいま松戸委員より、原案に賛成の意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

**議長** ご意見がないようでございますので、農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議長** はい、ありがとうございました。

それでは、前回一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長よろしくをお願いいたします。

**農政課長** 議案第1号3番をご説明いたします。

議案第1ページの3番、参考資料の7ページ、8ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は平賀、現況地目は畑、面積は1,741平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、エダマメなどを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**議長** ただいま農政課長より議案第1号の3番について、内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、杉浦勇司委員。

**杉浦(勇)委員** 議席番号14番、杉浦勇司です。

農政課長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。よろしく申し上げます。

**議長** ただいま杉浦勇司委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにごございませんか。

(発言する者なし)

**議長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番については、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、農政課長、4番についてよろしくお願ひいたします。

農政課長 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の9ページから11ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は平賀、幸田、現況地目は畑、面積は901平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、落花生、エダマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま農政課長より、議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、杉浦勇司委員。

杉浦（勇）委員 議席番号14番、杉浦勇司です。

農政課長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。よろしくお願ひします。

議長 ただいま杉浦勇司委員より、議案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議長 ご意見がございませんので、原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

---

## ◎議案第2号

議長 続きまして、議案第2号 松戸都市計画生産緑地地区の変更一部追加についてを議題といたします。

それでは、みどりと花の課長、説明お願ひいたします。

**みどりと花の課長** みどりと花の課長の三末です。よろしくお願いいたします。

このたびの議案の生産緑地地区につきましては、コロナ禍の状況下、委員の皆様、また委員会事務局におかれましては、限られた時間の中で対応をしていただき、誠にありがとうございます。

今年度より、生産緑地に関する議題は、松戸都市計画生産緑地地区の追加指定による変更だけにさせていただきます。昨年までは、追加だけでなく廃止の案件につきましても議案としておりましたが、千葉県と協議したところ、農業委員会へ諮る事項としては、追加案件だけで問題ないという見解があったことから、今年度より廃止の案件については、議案としないことといたしました。

それでは、議案第2号 松戸都市計画生産緑地地区の変更につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、ここまでの松戸市における生産緑地指定の経緯についてお話しいたします。

松戸市では、平成4年11月に671地区、約169.31ヘクタールの生産緑地地区を指定いたしました。その後、買取りの申出による生産緑地地区の廃止等により、令和3年度末現在で、市内には522地区、約123.42ヘクタールの生産緑地地区が指定されております。

この生産緑地地区についてですが、皆様ご承知のとおり、本年2022年に当初指定から30年を迎えることになり、このタイミングに合わせ、国では2017年、平成29年に生産緑地法等の関連法の改正を行い、現在手続を進めている特定生産緑地制度や指定面積基準の緩和が示されました。本市ではこれを受け、生産緑地地区の指定基準の見直しを図り、2019年、令和元年に条例を定め、生産緑地地区の最低面積を500平米から300平米に緩和することに加え、これまでは既に指定されている生産緑地と一団化される場合にだけ認めていた生産緑地の追加指定を一団化だけではなく、新規の場合にも認めることとし、同年10月より新たな指定基準の運用を開始したところでございます。

では、議案第2号の概要について説明させていただきます。

議案と対比できるように資料として計画図をお手元に配付させていただいておりますので、併せてご覧いただければと思います。

資料につきましては、1ページ目が位置図となっております。

このたびの追加案件につきましては、平賀、古ヶ崎、栄町の3か所、赤い点の箇所となります。

2ページからは、議案の番号順に計画図が並んでいます。それぞれ赤で塗りつぶしてある

区域が今回の追加変更箇所となります。

では、議案第2号の1番から順に説明させていただきます。

2ページ上段、議案2号の1番、平賀第4生産緑地地区については、一部追加として0.05ヘクタールを追加し、変更後の面積は0.59ヘクタールとなります。

2ページ下段、議案2号の2番、古ヶ崎第20生産緑地地区については、一部追加として0.02ヘクタールを追加し、変更後の面積は0.5ヘクタールとなります。

3ページ上段、議案2号の3番、栄町第9生産緑地地区については、一部追加として0.05ヘクタールを追加し、変更後の面積は0.25ヘクタールとなります。

これら追加変更の3か所につきましては、特定生産緑地の指定手続を進めている中で、土地所有者より追加指定の希望があったものであり、また現況については、畑として既に良好な作付がなされております。

以上により、生産緑地地区として、緑地機能の増進により都市環境の向上に資することと認められることから、このたび生産緑地地区の追加指定を行うものでございます。

以上、議案第2号のご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長** ただいまみどりと花の課長より内容の説明がございました。

議案第2号の1番から3番について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、杉浦勇司委員。

**杉浦（勇）委員** 議席番号14番、杉浦勇司です。

みどりと花の課課長の説明でよく分かりました。1番の一部追加について賛成したいと思います。よろしく願いします。

**議長** ただいま杉浦勇司委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

はい、戸張委員。

**戸張推進委員** 推進委員の戸張嘉宣です。

2番、3番の一部追加については、原案に賛成したいと思います。

**議長** ただいま戸張委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 長 ご意見がないようでございます。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番から3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長、みどりと花の課長は公務のため、ここで退席といたします。ありがとうございました。

(農政課長・みどりと花の課長退席)

---

### ◎議案第3号

議長 長 続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第1審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 議席番号11番、湯浅孝一です。

去る6月1日水曜日、議案第3号、4号の審査のため、第1審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、渡邊慶弘第1審査会副会長をはじめ、岩佐忠夫農業委員、山崎唯司推進委員、戸張嘉宣推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人を呼び出し、聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることを報告します。

それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてについてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については、13ページから14ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の13ページのところでございます。

申請地は5筆で、面積は1,942平方メートル、現況は田、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、贈与に伴う所有権の移転です。

譲受人の申請理由は、経営を安定させるためです。

譲渡人の申請理由は、高齢で耕作が難しいためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

経営面積は2万3,087.15平方メートルであり、許可条件である50アールを超えています。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む家族6人で1,600日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

所有する農機具については、トラクター1台、田植え機1台、動噴1台、貨物自動車1台を所有しています。申請地を耕作するためには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、米の栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では、議案第3号について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること。これをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま湯浅孝一座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことですので、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

**横山推進委員** 推進委員の横山定勝です。

ただいまの説明で大変よく分かりました。賛成したいと思います。ご審議お願いいたします。

**議 長** ただいま横山委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

**議 長** ご意見がないようでございますので、審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号は許可することに決定をいたしました。

#### ◎議案第4号

議長 続いて、議案第4号の1番、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の7ページ、議案参考資料については、15ページから19ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の15ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由は、申請者は東京都、埼玉県、千葉県においてエクステリア事業を行っています。外構工事に伴う工事資材等については、適宜準備し作業完了とともに余った資材は破棄している状況です。そのため、事業の効率化を図るため申請地を借り受け、資材置場用地として利用するためです。

17ページをご覧ください。

施設の概要については、山砂、砂利、砕石、コンクリートブロックフェンス等の工事用資材及びユンボ、2トン車3台を置く資材置場です。

整地については、全面砕石敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北側、東側及び南側は2メートルの鋼板で囲い、土砂及び雨水の流出を防ぎます。東側は既設の鋼板を利用します。南側と東側の2か所の入り口には、鋼製アコーディオンゲートを設置します。

審査会においては、当該申請地の必要性について質問し、申請人からの回答をもって審査会として確認したところです。

費用につきましては、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認しました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、農地区分について、申請地は上水道管、ガス管の2種類が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第4号の1番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議 長** ただいま湯浅孝一座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅雅之委員。

**湯浅（雅）推進委員** 推進委員、湯浅雅之です。

審査会での許可判断がよく分かりました。審査会での意見に賛成をいたします。お諮りをお願いいたします。

**議 長** ただいま湯浅雅之推進委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

**議 長** ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の1番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

次に、議案第4号の2番、3番は関連がございますので、併せて説明お願いいたします。

**第1審査会第2審査班座長** それでは、議案第4号の2番、3番についてご説明します。

議案書の7ページ、議案参考資料については、20ページから25ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の20ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は、松戸市大橋周辺で自動車の販売、修理を行う会社を運営しています。自動車を修理するための場所や運搬トラックの駐車場所が不足していることから、申請地を取得し、車両置場として整地し、自身が経営する会社に貸すためです。

22ページをご覧ください。

施設の概要については、運搬用トラック及び販売修理の自動車を置く車両置場です。

整地については、全面砕石敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、東側、西側、南側は1.2メートルの単管パイプと30センチの砂利止め板で砂利の流出を防ぎます。北側は既存のブロックを利用します。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第4号の2番、3番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議 長** ただいま湯浅孝一座長より、申請概要の説明と審査会の意見がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

**松戸委員** 議席番号13番、農業委員松戸英樹です。

ただいまの説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

**議 長** ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の2番、3番につきましては、許可相当との意見

を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

---

### ◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書9ページ、報告事項1から25ページの報告事項7についてご報告させていただきます。

まず、9ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出についてですが、相続による所有権移転により1件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、11ページから13ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、13ページの一番下に記載のとおり、4月分として田3件501平方メートル、畑14件8,601平方メートル、合計17件9,102平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、15ページから17ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、17ページの一番下に記載のとおり、田7件5,598平方メートル、畑19件7,664平方メートル、合計26件1万3,262平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、19ページ、報告事項4 農地の現況に係る照会に対する回答について、裁判所より1件の照会があり、非農地回答をしました。

次に、21ページ、報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書2件を交付しました。

次に、23ページ、報告事項6 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、死亡による買取り申出が生じたため、1件の証明書を交付しました。

次に、25ページ、報告事項7 松戸市農業委員会傍聴要領の一部改正についてですが、記載のとおり改正しました。

事務局からの報告は以上です。

議 長 ありがとうございます。

---

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日の予定は全て終了いたしました。

これで散会といたします。

皆さん、お疲れさまでした。

閉会 午後 3時20分